狛江市地域防災計画（震災編）案

令和８年11月２日
庁　議　資　料

狛江市地域防災計画（震災編）の一部を次のように改正する。

改正後

第１部第８章第３節　１市

災対市民部	市民課 課税課 納税課 保険年金課	１　埋葬、火葬の許可に関すること ２　広域火葬に関すること ３　罹災証明に関すること ４　家屋、住家その他民間施設に関する被害状況の調査に関すること ５　地域における情報の収集及び伝達に関すること
災対 地域文化スポーツ部	産業振興課 文化スポーツ振興課 協働コミュニティ課 農業委員会事務局	１　応急給水、食料及び生活必需品の供給に関すること ２　中小企業及び農業への融資及び復興に関すること ３　人権に関すること
災対 福祉保健部	福祉政策課 福祉相談課 高齢障がい課 健康推進課	１　避難行動要支援者対策に関すること ２　・・・・・・・・・・・・・・・・

改正前

第１部第８章第３節　１市（P51）

災対 市民生活部	市民課 課税課 納税課 地域活性化 農業委員会 事務局	１　埋葬、火葬の許可に関すること ２　広域火葬に関すること ３　罹災証明に関すること ４　家屋、住家その他民間施設に関する被害状況の調査に関すること ５　地域における情報の収集及び伝達に関すること ６　応急給水、食料及び生活必需品の供給に関すること ７　中小企業及び農業への融資及び復興に関すること
災対 福祉保健部	福祉政策課 福祉相談課 高齢障がい課 健康推進課 保険年金課	１　避難行動要支援者対策に関すること ２　・・・・・・・・・・・・・・・・

改正後	改正前
第２部第１章３－４様々な取組を連携させたマンション防災力の向 ≪市（市民部）≫ ○　マンション管理組合等の狛江市町会・自治会連合会への加盟を促し、災害時における既存の町会・自治会との地域連携が図られるよう関係性の構築を支援する。	第２部第１章３－４様々な取組を連携させたマンション防災力の向上(P73) ≪市（市民生活部）≫ ○　マンション管理組合等の狛江市町会・自治会連合会への加盟を促し、災害時における既存の町会・自治会との地域連携が図られるよう関係性の構築を支援する。
第２部第２章第２節１－３（６）緑地・農地の活用 ≪市（総務部・地域文化スポーツ部・環境部）≫ ○　狛江市緑の基本計画に基づき、緑地や農地の保全や整備を図ることで、災害時の延焼拡大防止や避難場所としての活用等、防災機能の確保を促進する。	第２部第２章第２節１－３（６）緑地・農地の活用（P85） ≪市（総務部・市民生活部・環境部）≫ ○　狛江市緑の基本計画に基づき、緑地や農地の保全や整備を図ることで、災害時の延焼拡大防止や避難場所としての活用等、防災機能の確保を促進する。
第２部第２章５－２市民への情報提供 ≪市（総務部・市民部・環境部・教育部）≫ ○　平時から適宜、空間放射線量を把握するとともに、測定結果を市ホームページで公表する等して、放射性物質に対する市民の不安の解消に努める。 ○　市立小中学校において原子力防災に関する教育の充実に努める。 ○　都による農畜産物中の放射性物質検査結果等、関係機関から得た放射性物質に関する情報について、市ホームページで周知する等して、市民の不安の解消に努める。	第２部第２章５－２市民への情報提供(P96) ≪市（総務部・市民生活部・環境部・教育部）≫ ○　平時から適宜、空間放射線量を把握するとともに、測定結果を市ホームページで公表する等して、放射性物質に対する市民の不安の解消に努める。 ○　市立小中学校において原子力防災に関する教育の充実に努める。 ○　都による農畜産物中の放射性物質検査結果等、関係機関から得た放射性物質に関する情報について、市ホームページで周知する等して、市民の不安の解消に努める。
第２部第６章３行方不明者の捜索・遺体の取扱い ≪市（市民部）≫ ○　火葬（特例許可書の発行、都による広域火葬）の取扱い業務に関する対応マニュアル等に基づき、適宜、訓練等を実施する。	第２部第６章３行方不明者の捜索・遺体の取扱い(P135) ≪市（市民生活部）≫ ○　火葬（特例許可書の発行、都による広域火葬）の取扱い業務に関する対応マニュアル等に基づき、適宜、訓練等を実施する。

改正後	改正前
第２部第８章３（４）物資の管理運営(P156) ≪市（総務部・教育部・地域文化スポーツ部）≫ ○　避難所避難者及び避難所を通じて支援する自宅等での生活者の双方に対して、食料、その他の物資を提供できるように準備する。この際、発災後の避難所において避難所避難者用の物資と自宅等での生活者の物資を分けて保管するなど、必要な保管要領を含めて検討する。 ○　避難所において食料の備蓄や必要な資機材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図る。 ○　避難の長期化に備え、発災後の各段階で必要となる物資を見積もり、備蓄及び取得の準備を進める。この際、都と連携して支援可能な物資の状況を平時から確認するように努める。 ○　避難所避難者及び自宅等での生活者から必要とする物資のニーズを汲み上げる要領について、検討を進める。 ○　食物アレルギーのある人が安心して食料を受領できるように、原材料一覧の掲示等、必要な要領を定める。	第２部第８章３（４）物資の管理運営(P156) ≪市（総務部・教育部・市民生活部）≫ ○　避難所避難者及び避難所を通じて支援する自宅等での生活者の双方に対して、食料、その他の物資を提供できるように準備する。この際、発災後の避難所において避難所避難者用の物資と自宅等での生活者の物資を分けて保管するなど、必要な保管要領を含めて検討する。 ○　避難所において食料の備蓄や必要な資機材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図る。 ○　避難の長期化に備え、発災後の各段階で必要となる物資を見積もり、備蓄及び取得の準備を進める。この際、都と連携して支援可能な物資の状況を平時から確認するように努める。 ○　避難所避難者及び自宅等での生活者から必要とする物資のニーズを汲み上げる要領について、検討を進める。 ○　食物アレルギーのある人が安心して食料を受領できるように、原材料一覧の掲示等、必要な要領を定める。
第２部第９章第２節１（１）食料及び生活必需品の確保 ≪市（総務部・地域文化スポーツ部）≫ ○　避難所等に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、災害用トイレ、常備薬、炊き出し用具、毛布等の避難生活に必要な物資、マスク、消毒用アルコール、ウェットティッシュ等の感染症対策に必要な物資の備蓄を進める。 ○　都と連携して、分散備蓄等により発災後３日分の物資の確保に努める。 ○　必要備蓄量の算出に当たっては、都の被害想定における発災から３日目までの避難所避難者数（多摩東部直下地震、冬の夕方、風速８m/sの場合）を基準とする。食料の備蓄所要量は７万食である。 ○　物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物	第２部第９章第２節１（１）食料及び生活必需品の確保(P168) ≪市（総務部・市民生活部）≫ ○　避難所等に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、災害用トイレ、常備薬、炊き出し用具、毛布等の避難生活に必要な物資、マスク、消毒用アルコール、ウェットティッシュ等の感染症対策に必要な物資の備蓄を進める。 ○　都と連携して、分散備蓄等により発災後３日分の物資の確保に努める。 ○　必要備蓄量の算出に当たっては、都の被害想定における発災から３日目までの避難所避難者数（多摩東部直下地震、冬の夕方、風速８m/sの場合）を基準とする。食料の備蓄所要量は７万食である。 ○　物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物

改正後	改正前
資の登録を進める。 ○　被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、過去の災害事例等を通じて平時から見積を行い、備蓄、調達の準備を進める。	資の登録を進める。 ○　被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、過去の災害事例等を通じて平時から見積を行い、備蓄、調達の準備を進める。
○　物資の確保に当たっては、避難所における感染症対策に必要な物資をはじめ、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど様々な状況を考慮する。 ○　食料、生活必需品等の確保に当たっては、備蓄物資の不足に備えるためにも、あらかじめ東京都の支援可能な物資の状況を確認するとともに、他の地方公共団体、関係機関、民間事業者等と協定を締結するなど、協力・調達体制の整備に努める。 ○　市民、事業者による備蓄を促進するため、市民や事業者が食料、生活必需品を備蓄するよう、日常備蓄等の周知とあわせ、ホームページ等を通じて、積極的に普及啓発を行う。 ○　食料及び生活必需品の確保及び供給に関するマニュアル等を作成するとともに、各関係機関の協力の下、適宜訓練等を実施する。	○　物資の確保に当たっては、避難所における感染症対策に必要な物資をはじめ、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど様々な状況を考慮する。 ○　食料、生活必需品等の確保に当たっては、備蓄物資の不足に備えるためにも、あらかじめ東京都の支援可能な物資の状況を確認するとともに、他の地方公共団体、関係機関、民間事業者等と協定を締結するなど、協力・調達体制の整備に努める。 ○　市民、事業者による備蓄を促進するため、市民や事業者が食料、生活必需品を備蓄するよう、日常備蓄等の周知とあわせ、ホームページ等を通じて、積極的に普及啓発を行う。 ○　食料及び生活必需品の確保及び供給に関するマニュアル等を作成するとともに、各関係機関の協力の下、適宜訓練等を実施する。
第２部第９章第２節２飲料水及び生活用水の確保 ≪市（総務部・地域文化スポーツ部・環境部）≫ ○　雨水貯留槽、災害対策用井戸等の整備により、水の確保に努める。 ○　飲料水及び生活用水の確保及び供給に関するマニュアル等を作成するとともに、都をはじめ各関係機関の協力の下、市民でも使用できるよう適宜訓練等を実施する。	第２部第９章第２節２飲料水及び生活用水の確保(P170) ≪市（総務部・市民生活部・環境部）≫ ○　雨水貯留槽、災害対策用井戸等の整備により、水の確保に努める。 ○　飲料水及び生活用水の確保及び供給に関するマニュアル等を作成するとともに、都をはじめ各関係機関の協力の下、市民でも使用できるよう適宜訓練等を実施する。
第２部第９章第２節３（１）市内備蓄倉庫 ≪市（総務部・地域文化スポーツ部・教育部）≫ ○　避難所以外の備蓄倉庫の確保及び平時における管理運営を行う。 ○　避難所の備蓄倉庫を確保するとともに、平時における管理運営を避難所運営協議会と連携して行う。	第２部第９章第２節３（１）市内備蓄倉庫(P171) ≪市（総務部・市民生活部・教育部）≫ ○　避難所以外の備蓄倉庫の確保及び平時における管理運営を行う。 ○　避難所の備蓄倉庫を確保するとともに、平時における管理運営を避難所運営協議会と連携して行う。

改正後	改正前
○　避難所として指定した学校の余裕教室等を活用するなどして、分散備蓄の場所の確保を進めるよう努める。分散備蓄の場所は、物資の出し入れ等の効率性を考慮し、できる限り避難所敷地内での確保を検討する。	○　避難所として指定した学校の余裕教室等を活用するなどして、分散備蓄の場所の確保を進めるよう努める。分散備蓄の場所は、物資の出し入れ等の効率性を考慮し、できる限り避難所敷地内での確保を検討する。
○　備蓄（都の事前寄託分を含む。）する食料、生活必需品等の輸送及び配分の方法に関するマニュアル等を作成するとともに、各関係機関の協力の下、適宜訓練等を実施する。 ○　物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、物資拠点の登録に努めるものとする。	○　備蓄（都の事前寄託分を含む。）する食料、生活必需品等の輸送及び配分の方法に関するマニュアル等を作成するとともに、各関係機関の協力の下、適宜訓練等を実施する。 ○　物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、物資拠点の登録に努めるものとする。
第２部第９章第２節３（２）地域内輸送拠点 市（総務部・地域文化スポーツ部）≫ ○　食料及び生活必需品等の物資を都の広域輸送基地、備蓄倉庫等から受け入れ、避難所等に搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ地域内輸送拠点を選定し、都総務局に報告する。 ○　市の地域内輸送拠点を市民総合体育館とする。この際、市民総合体育館は多量の物資を取り扱うにあたり、大型車両の進入・進出、建物内への物資の搬入・搬出に構造上の困難を伴うことから、協定締結事業者の物流倉庫を予備の地域内輸送拠点とし、災害時の状況を踏まえて可能な場合は使用できるように準備する。 ○　協定締結事業者の物流に関する専門的知見を、物資の受入れ、仕分け、保管、配送指示、払出し等に活用できるように平時から準備する。 ○　地域内輸送拠点で物資の取扱いを行う人員について、市職員、応援職員、ボランティアの活用、事業者への委託を含めて幅広く計画する。また、地域内輸送拠点での作業に使用する資機材の確保について検討する。	第２部第９章第２節３（２）地域内輸送拠点(P172) ≪市（総務部・市民生活部）≫ ○　食料及び生活必需品等の物資を都の広域輸送基地、備蓄倉庫等から受け入れ、避難所等に搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ地域内輸送拠点を選定し、都総務局に報告する。 ○　市の地域内輸送拠点を市民総合体育館とする。この際、市民総合体育館は多量の物資を取り扱うにあたり、大型車両の進入・進出、建物内への物資の搬入・搬出に構造上の困難を伴うことから、協定締結事業者の物流倉庫を予備の地域内輸送拠点とし、災害時の状況を踏まえて可能な場合は使用できるように準備する。 ○　協定締結事業者の物流に関する専門的知見を、物資の受入れ、仕分け、保管、配送指示、払出し等に活用できるように平時から準備する。 ○　地域内輸送拠点で物資の取扱いを行う人員について、市職員、応援職員、ボランティアの活用、事業者への委託を含めて幅広く計画する。また、地域内輸送拠点での作業に使用する資機材の確保について検討する。

改正後	改正前
第２部第９章第２節４輸送体制の整備及び輸送手段の確保(P173) ≪市（総務部・地域文化スポーツ部）≫ ○　地域内輸送拠点又は備蓄倉庫から避難所等への輸送に当たっては、円滑かつ確実に届けられるように、庁用車や協定締結事業者等の車両等を使用する。この際、複数の事業者等を活用し、輸送する物資の種類及び経路に応じた適切な輸送手段（通常のトラックに加えて、ボックス車、保冷車、小型車等）を選定できるように準備する。 ○　災害応急対策に従事することが予想される車両については、発災前に標章等の交付を受けておくように努める。 ○　耐震性を有する大規模マンションに対して、避難所を介さずに物資を供給する要領の検討を進める。 ○　配送先となる避難所等の位置及び経路について、輸送時に適切に指示できるように平時から準備する。 ○　地域内輸送拠点への物資搬入のために、大型車が通行できるルート及び拠点における車両の統制要領を検討する。 ○　避難所や被災に関する状況が刻々と変化することが想定されることから、物資の種類、輸送先の状況等に基づく輸送の優先順位設定の考え方をあらかじめ検討しておく。 ○　車両、機材等の置場は、浸水や倒壊等の安全性に配慮した場所とするよう努める。 ○　輸送体制の整備・車両の確保に関するマニュアル等を作成するとともに、各関係機関の協力の下、適宜訓練等を実施する。 ○　緊急輸送手段として有効な場合にヘリコプターの活用ができるように、都等を通じた要請要領、多摩川緑地公園グランド等を使用するヘリコプターと連携した物資等の輸送要領について、適宜訓練等を実施する。	第２部第９章第２節４輸送体制の整備及び輸送手段の確保(P173) ≪市（総務部・市民生活部）≫ ○　地域内輸送拠点又は備蓄倉庫から避難所等への輸送に当たっては、円滑かつ確実に届けられるように、庁用車や協定締結事業者等の車両等を使用する。この際、複数の事業者等を活用し、輸送する物資の種類及び経路に応じた適切な輸送手段（通常のトラックに加えて、ボックス車、保冷車、小型車等）を選定できるように準備する。 ○　災害応急対策に従事することが予想される車両については、発災前に標章等の交付を受けておくように努める。 ○　耐震性を有する大規模マンションに対して、避難所を介さずに物資を供給する要領の検討を進める。 ○　配送先となる避難所等の位置及び経路について、輸送時に適切に指示できるように平時から準備する。 ○　地域内輸送拠点への物資搬入のために、大型車が通行できるルート及び拠点における車両の統制要領を検討する。 ○　避難所や被災に関する状況が刻々と変化することが想定されることから、物資の種類、輸送先の状況等に基づく輸送の優先順位設定の考え方をあらかじめ検討しておく。 ○　車両、機材等の置場は、浸水や倒壊等の安全性に配慮した場所とするよう努める。 ○　輸送体制の整備・車両の確保に関するマニュアル等を作成するとともに、各関係機関の協力の下、適宜訓練等を実施する。 ○　緊急輸送手段として有効な場合にヘリコプターの活用ができるように、都等を通じた要請要領、多摩川緑地公園グランド等を使用するヘリコプターと連携した物資等の輸送要領について、適宜訓練等を実施する。

改正後	改正前
第２部第10章第２節２（１）罹災証明の交付(P178) ≪市（総務部・市民部・都市建設部）≫ ○　国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和３年３月）を参考とし、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法や判定方法等を定める。 ○　罹災証明書の交付根拠となる、災害に関わる住家被害認定調査手法や罹災証明書事務手続に関する職員研修を実施する。 ○　住家被害認定調査を迅速かつ適正に実施するため、罹災証明書交付に対する問合せ対応体制を整備する。 ○　被災者生活再建支援システムを活用した住家被害認定調査や罹災証明書交付に関する体制を構築する。 ○　都被災者生活再建支援システム利用協議会が作成するガイドラインに基づき、住家被害認定調査や罹災証明書の交付業務に関するマニュアル等を作成し、適宜訓練を実施する。 ○　応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査等、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い等について周知するものとする。 ≪市（総務部・市民部・都市建設部）≫　≪狛江消防署≫ ○　被害認定調査体制を充実するとともに、狛江消防署と市は事前協議や訓練等を行い、罹災証明書交付に関わる火災被害の情報共有等、連携体制を確立する。	第２部第10章第２節２（１）罹災証明の交付(P178) ≪市（総務部・市民生活部・都市建設部）≫ ○　国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和３年３月）を参考とし、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法や判定方法等を定める。 ○　罹災証明書の交付根拠となる、災害に関わる住家被害認定調査手法や罹災証明書事務手続に関する職員研修を実施する。 ○　住家被害認定調査を迅速かつ適正に実施するため、罹災証明書交付に対する問合せ対応体制を整備する。 ○　被災者生活再建支援システムを活用した住家被害認定調査や罹災証明書交付に関する体制を構築する。 ○　都被災者生活再建支援システム利用協議会が作成するガイドラインに基づき、住家被害認定調査や罹災証明書の交付業務に関するマニュアル等を作成し、適宜訓練を実施する。 ○　応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査等、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い等について周知するものとする。 ≪市（総務部・市民生活部・都市建設部）≫　≪狛江消防署≫ ○　被害認定調査体制を充実するとともに、狛江消防署と市は事前協議や訓練等を行い、罹災証明書交付に関わる火災被害の情報共有等、連携体制を確立する。

改正後	改正前
第3部第2章第2節　４災対市民部 ①　災害対策本部事務局への要員の差し出し　【別紙第１】 ②　参集する職員、関係団体からの被災状況の収集　【別紙第５】 ③　安否不明者の情報提供に関する業務　【別紙第５】 ④　車中泊を行う避難者の情報を得た場合、事務局に報告【別紙第７】 ⑤　遺族等に引き渡された検視・検案を終えた遺体について、遺体収容所等において死亡届を受理し、速やかに火葬許可証又は特例許可証を発行　【別紙第９】 ⑥　所管する公共施設の応急危険度判定の実施　【別紙第10】 ⑦　家屋・住家被害認定調査に関する事項　【別紙第12】 ⑧　罹災証明書の交付準備　【別紙第12】	第3部第2章第2節　４災対市民生活部(P205) ①　災害対策本部事務局への要員の差し出し　【別紙第１】 ②　参集する職員、関係団体からの被災状況の収集　【別紙第５】 ③　安否不明者の情報提供に関する業務　【別紙第５】 ④　避難所における携帯トイレ等の備蓄が不足した場合の都への要請【別紙第７】 ⑤　物資の供給を市から直接受ける大規模マンションの管理組合等と事務局の調整に基づき、物資を供給　【別紙第７】 ⑥　車中泊を行う避難者の情報を得た場合、事務局に報告【別紙第７】 ⑦　帰宅困難者の一時滞在施設として和泉多摩川地区センターを開設する場合は開設を実施　【別紙第８】 ⑧　遺族等に引き渡された検視・検案を終えた遺体について、遺体収容所等において死亡届を受理し、速やかに火葬許可証又は特例許可証を発行　【別紙第９】 ⑨　所管する公共施設の応急危険度判定の実施　【別紙第10】 ⑩　複合災害への対応に留意し、不足する感染症予防対策の資材を都に要望　【別紙第10】 ⑪　備蓄物資の供給に関して、必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムを通じて、都総務局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領　【別紙第11】【別紙第12】 ⑫　和泉本町給水所における応急給水を都水道局職員と連携して実施。必要に応じて砧浄水場にも職員を派遣。なお、都職員の参集が遅れた場合は市職員による給水の開始が可能　【別紙第11】 ⑬　医療施設及び重症心身障害児（者）施設等の福祉施設に対する緊急の給水依頼が福祉保健部からあった場合、都本部に給水の実施を要請　【別紙第11】
第3部第2章第2節　５災対地域文化スポーツ部 ①　災害対策本部事務局への要員の差し出し　【別紙第１】 ②　避難所における携帯トイレ等の備蓄が不足した場合の都への要請【別紙第７】 ③　物資の供給を市から直接受ける大規模マンションの管理組合等と事務局の調整に基づき、物資を供給　【別紙第７】 ④　帰宅困難者の一時滞在施設として和泉多摩川地区センターを開設する場合は開設を実施　【別紙第８】 ⑤　複合災害への対応に留意し、不足する感染症予防対策の資材を都に要望　【別紙第10】 ⑥　備蓄物資の供給に関して、必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムを通じて、都総務局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領　【別紙第11】【別紙第12】	

改正後	改正前
⑦　和泉本町給水所における応急給水を都水道局職員と連携して実施。必要に応じて砧浄水場にも職員を派遣。なお、都職員の参集が遅れた場合は市職員による給水の開始が可能　【別紙第 11】 ⑧　医療施設及び重症心身障害児（者）施設等の福祉施設に対する緊急の給水依頼が福祉保健部からあった場合、都本部に給水の実施を要請　【別紙第 11】 ⑨　避難所、福祉避難所及び大規模マンションを含む市全体の物資の所要を取りまとめて地域内輸送拠点と共有し、対応可能な物資は避難所、福祉避難所及び大規模マンションへの供給を行い、不足分についてはシステムを通じて都に要請　【別紙第 11】【別紙第 12】 ⑩　地域内輸送拠点の開設準備、開設及び運営　【別紙第 11】	⑭　避難所、福祉避難所及び大規模マンションを含む市全体の物資の所要を取りまとめて地域内輸送拠点と共有し、対応可能な物資は避難所、福祉避難所及び大規模マンションへの供給を行い、不足分についてはシステムを通じて都に要請　【別紙第 11】【別紙第 12】 ⑮　地域内輸送拠点の開設準備、開設及び運営　【別紙第 11】 ⑯　家屋・住家被害認定調査に関する事項　【別紙第 12】 ⑰　罹災証明書の交付準備　【別紙第 12】
第 3 部第 2 章第 2 節　6 災対福祉保健部 （以下、各災対部の番号を一つ繰り下げ）	第 3 部第 2 章第 2 節　5 災対福祉保健部(P206)
第３部第２章別紙第５　４安否不明者に関する情報(P232) ≪市（事務局・市民部・福祉保健部・教育部）≫ ○　市は、人命救助活動の円滑化を図るため、都へ安否不明者の氏名情報等の提供を行う。 ○　事務局は、被災状況等を踏まえて、多数の安否不明者が発生している可能性のある地区、又は被災者の捜索・救助を実施する防災機関から照会のあった地区の居住者一覧の作成を市民部に依頼する。市民部は、居住者一覧の作成にあたり、ＤＶやストーカーの被害者であり、特に公開することを控えるべき居住者については、その旨を明らかにする。	第３部第２章別紙第５　４安否不明者に関する情報(P232) ≪市（事務局・市民生活部・福祉保健部・教育部）≫ ○　市は、人命救助活動の円滑化を図るため、都へ安否不明者の氏名情報等の提供を行う。 ○　事務局は、被災状況等を踏まえて、多数の安否不明者が発生している可能性のある地区、又は被災者の捜索・救助を実施する防災機関から照会のあった地区の居住者一覧の作成を市民生活部に依頼する。市民生活部は、居住者一覧の作成にあたり、ＤＶやストーカーの被害者であり、特に公開することを控えるべき居住者については、その旨を明らかにする。

改正後	改正前
○　市民部、福祉保健部及び教育部は、所掌する避難所、福祉避難所等の避難者名簿、医療機関への入院者の情報、身元の判明した遺体の情報等と、上記の居住者一覧との突合を行い、所在等の明らかな者を居住者一覧から削除する。この際、都への安否不明者の情報提供の目的が発災後 72 時間の人命救助活動の円滑化であることを踏まえ、迅速な業務の実施に着意する。 ○　事務局は、各部の突合の結果を踏まえ、安否不明者の氏名情報等を取りまとめ、東京都に提供する。この際、特に公開することを控えるべき居住者については、個人を特定できない形式で提供する。 ○　事務局は、該当地区の被災者の捜索・救助を実施する防災機関に安否不明者の情報を提供する。この際、特に公開することを控えるべき居住者については、個人を特定できない形式で提供する。 ○　市民部、福祉保健部及び教育部は、安否不明者の所在等が新たに明らかになった場合、速やかに事務局に報告する。 ○　事務局は、逐次、安否不明者の情報を更新し、東京都及び該当地区の被災者の捜索・救助を実施する防災機関に提供する。	○　市民生活部、福祉保健部及び教育部は、所掌する避難所、福祉避難所等の避難者名簿、医療機関への入院者の情報、身元の判明した遺体の情報等と、上記の居住者一覧との突合を行い、所在等の明らかな者を居住者一覧から削除する。この際、都への安否不明者の情報提供の目的が発災後 72 時間の人命救助活動の円滑化であることを踏まえ、迅速な業務の実施に着意する。 ○　事務局は、各部の突合の結果を踏まえ、安否不明者の氏名情報等を取りまとめ、東京都に提供する。この際、特に公開することを控えるべき居住者については、個人を特定できない形式で提供する。 ○　事務局は、該当地区の被災者の捜索・救助を実施する防災機関に安否不明者の情報を提供する。この際、特に公開することを控えるべき居住者については、個人を特定できない形式で提供する。 ○　市民生活部、福祉保健部及び教育部は、安否不明者の所在等が新たに明らかになった場合、速やかに事務局に報告する。 ○　事務局は、逐次、安否不明者の情報を更新し、東京都及び該当地区の被災者の捜索・救助を実施する防災機関に提供する。
第３部第２章別紙第７　２（６）トイレ機能の確保 ≪市（総務部・地域文化スポーツ部・環境部・教育部）≫ ≪避難所運営協議会≫ ○　各避難所は、地震後に断水した場合には、排水設備に異常がないか確認した上で、災害対策用井戸、学校のプール等で確保した水を使用し、施設のトイレの機能の回復を図る。施設のトイレが使用できない場合及び使用可能の確認がとれるまでは、以下のとおりとする。 ○　発災後３日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、各避難所は、可能な限りし尿収集車による収集を要しない携帯トイレ等の災害用トイレを活用して対応する。	第３部第２章別紙第７　２（６）トイレ機能の確保(P247) ≪市（総務部・市民生活部・環境部・教育部）≫　≪避難所運営協議会≫ ○　各避難所は、地震後に断水した場合には、排水設備に異常がないか確認した上で、災害対策用井戸、学校のプール等で確保した水を使用し、施設のトイレの機能の回復を図る。施設のトイレが使用できない場合及び使用可能の確認がとれるまでは、以下のとおりとする。 ○　発災後３日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、各避難所は、可能な限りし尿収集車による収集を要しない携帯トイレ等の災害用トイレを活用して対応する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>○　発災後４日目以降のし尿収集車による収集が可能になった場合に使用する災害用トイレの確保を総務部が図るとともに、協定締結事業者による収集の調整を環境部が実施する。
○　携帯トイレ等の備蓄分が不足した場合には、地位文化スポーツ部を通じて都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。</td><td>○　発災後４日目以降のし尿収集車による収集が可能になった場合に使用する災害用トイレの確保を総務部が図るとともに、協定締結事業者による収集の調整を環境部が実施する。
○　携帯トイレ等の備蓄分が不足した場合には、市民生活部を通じて都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。</td></tr>
<tr><td>第３部第２章別紙第７　４（３）マンション防災における応急対策の実施
≪市（事務局・地域文化スポーツ部）≫
○　物資の供給を市から直接受ける大規模マンションの管理組合等と物資の供給要領・内容について調整する。
○　具体的な連携要領については、今後の検討による。</td><td>第３部第２章別紙第７　４（３）マンション防災における応急対策の実施
≪市（事務局・市民生活部）≫
○　物資の供給を市から直接受ける大規模マンションの管理組合等と物資の供給要領・内容について調整する。
○　具体的な連携要領については、今後の検討による。</td></tr>
<tr><td>第３部第２章別紙第８　１（２）一時滞在施設の開設と帰宅困難者の受入
≪市（事務局・地域文化スポーツ部）≫
○　一時滞在施設の開設が必要と判断した場合、一時滞在施設の候補施設（エコルマホール及び和泉多摩川地区センター）の状況を確認し、施設に対して開設要請を行う。
○　市は、ＤＩＳもしくは帰宅困難者対策オペレーションシステムにおいて、施設の開設・運営状況を都に適宜報告する。</td><td>第３部第２章別紙第８　１（２）一時滞在施設の開設と帰宅困難者の受入
≪市（事務局・市民生活部）≫
○　一時滞在施設の開設が必要と判断した場合、一時滞在施設の候補施設（エコルマホール及び和泉多摩川地区センター）の状況を確認し、施設に対して開設要請を行う。
○　市は、ＤＩＳもしくは帰宅困難者対策オペレーションシステムにおいて、施設の開設・運営状況を都に適宜報告する。</td></tr>
<tr><td>第３部第２章別紙第９　４（７）死亡届の受理、火葬許可証等の発行等についての取組内容
<table><tr><th>機関名</th><th>取組内容</th></tr><tr><td>市（市民部）</td><td>○　遺族等に引き渡された検視・検案を終えた遺体について、遺体収容所等において死亡届を受理する。
○　死亡届を受理した後、速やかに火葬許可証又は特例許可証を発行する。</td></tr></table></td><td>第３部第２章別紙第９　４（７）死亡届の受理、火葬許可証等の発行等についての取組内容（P285）
<table><tr><th>機関名</th><th>取組内容</th></tr><tr><td>市（市民生活部）</td><td>○　遺族等に引き渡された検視・検案を終えた遺体について、遺体収容所等において死亡届を受理する。
○　死亡届を受理した後、速やかに火葬許可証又は特例許可証を発行する。</td></tr></table></td></tr>
</table>

改正後	改正前
第３部第２章別紙第10　４（２）災害対応上の留意事項 ≪市（事務局、地域文化スポーツ部、福祉保健部、教育部）≫ ○　事務局は、後発災害のリスクや被害状況等を踏まえ、分散避難を推進するため、自宅が生活可能な市民等に対して避難所から自宅に戻ることを推奨するとともに、市域外への避難の調整、新たな避難所の開拓等を実施する。 ○　福祉保健部は、後発災害に伴う被災後の生活の長期化を見据え、健康管理班の巡回を強化し、災害関連死の抑制を図る。 ○　教育部は、避難所等における感染症の拡大を抑制するために、衛生管理の徹底、マスクの着用や手洗いの励行等の感染症予防対策の徹底を呼びかける。また、このための必要資材が不足する場合は地域文化スポーツ部を通じて都に供給を要望する。 ○　福祉保健部及び教育部は、市内外で感染症が拡大した場合、市災害医療コーディネーター及び都の助言を得て、避難所の運営、災害ボランティアの受入れ等を行う。	第３部第２章別紙第10　４（２）災害対応上の留意事項(P298) ≪市（事務局、市民生活部、福祉保健部、教育部）≫ ○　事務局は、後発災害のリスクや被害状況等を踏まえ、分散避難を推進するため、自宅が生活可能な市民等に対して避難所から自宅に戻ることを推奨するとともに、市域外への避難の調整、新たな避難所の開拓等を実施する。 ○　福祉保健部は、後発災害に伴う被災後の生活の長期化を見据え、健康管理班の巡回を強化し、災害関連死の抑制を図る。 ○　教育部は、避難所等における感染症の拡大を抑制するために、衛生管理の徹底、マスクの着用や手洗いの励行等の感染症予防対策の徹底を呼びかける。また、このための必要資材が不足する場合は市民生活部を通じて都に供給を要望する。 ○　福祉保健部及び教育部は、市内外で感染症が拡大した場合、市災害医療コーディネーター及び都の助言を得て、避難所の運営、災害ボランティアの受入れ等を行う。
第３部第２章別紙第11　１備蓄物資の供給 ≪市（事務局・地域文化スポーツ部・教育部）≫　≪避難所運営協議会≫ ○　震災時における被災者への食品及び生活必需品の供給又は貸与を実施する。供給等の対象者は、避難所避難者及び在宅の被災者であり、供給等の基準は都の災害救助法施行細則の定めるところによる。 ○　被災者への供給等は、避難所等に備蓄してある市の備蓄物資から実施し、不足する場合は、寄託制度に基づく都の備蓄品の供給等について都総務局長の承認を得てこれを使用する。ただし、緊急を要する場合は、被災者への供給等を優先して実施し、じ後都に報告する。 ○　発災当初、在宅の被災者は努めて自宅に備蓄してある食料を使用することとし、不足する場合は登録する最寄りの避難所から供給を受ける。	第３部第２章別紙第11　１備蓄物資の供給（P299） ≪市（事務局・市民生活部・教育部）≫　≪避難所運営協議会≫ ○　震災時における被災者への食品及び生活必需品の供給又は貸与を実施する。供給等の対象者は、避難所避難者及び在宅の被災者であり、供給等の基準は都の災害救助法施行細則の定めるところによる。 ○　被災者への供給等は、避難所等に備蓄してある市の備蓄物資から実施し、不足する場合は、寄託制度に基づく都の備蓄品の供給等について都総務局長の承認を得てこれを使用する。ただし、緊急を要する場合は、被災者への供給等を優先して実施し、じ後都に報告する。 ○　発災当初、在宅の被災者は努めて自宅に備蓄してある食料を使用することとし、不足する場合は登録する最寄りの避難所から供給を受ける。

改正後	改正前
○　市による物資の供給等の実施が困難な場合、都本部に応援を要請する。 ○　市の備蓄するアルファ化米は、個食と 25 人分単位の袋であるところ、各避難所では供給に当たって、必要に応じ炊き出しに準じた人員、調理器具、熱源等を確保する。 ○　被災者への食品等の供給等に当たっては、以下の点に留意する ・供給等の順位 要配慮者のほか、傷病者、身体虚弱者等への優先を状況に応じて適切に行う。この際、健常者や避難所の運営者への供給等なしの状態が恒常化しないように留意しなければならない。 ・供給等の範囲 主に避難所避難者を対象とするが、支援を求める在宅の被災者も対象とする。 ・供給等の方法 被災者の協力を得て、混乱の生じないように公正な配分方針を立て実施する。 ・食物アレルギー 被災者に食材等を周知する等、食物アレルギーに配慮し、食品を供給する。 ○　必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムへの入力等により、都総務局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。	○　市による物資の供給等の実施が困難な場合、都本部に応援を要請する。 ○　市の備蓄するアルファ化米は、個食と 25 人分単位の袋であるところ、各避難所では供給に当たって、必要に応じ炊き出しに準じた人員、調理器具、熱源等を確保する。 ○　被災者への食品等の供給等に当たっては、以下の点に留意する ・供給等の順位 要配慮者のほか、傷病者、身体虚弱者等への優先を状況に応じて適切に行う。この際、健常者や避難所の運営者への供給等なしの状態が恒常化しないように留意しなければならない。 ・供給等の範囲 主に避難所避難者を対象とするが、支援を求める在宅の被災者も対象とする。 ・供給等の方法 被災者の協力を得て、混乱の生じないように公正な配分方針を立て実施する。 ・食物アレルギー 被災者に食材等を周知する等、食物アレルギーに配慮し、食品を供給する。 ○　必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムへの入力等により、都総務局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。
第３部第２章別紙第 11　２（１）震災時の応急給水 ≪市（地域文化スポーツ部・教育部）≫　≪都（水道局）≫ ○　都は、ＤＩＳ等により、迅速かつ的確に給水状況や住民の避難状況等必要な状況を把握する。 ○　震災時における飲料水の給水基準は、１日１人当たり３リットルとする。	第３部第２章別紙第 11　２（１）震災時の応急給水(P300) ≪市（市民生活部・教育部）≫　≪都（水道局）≫ ○　都は、ＤＩＳ等により、迅速かつ的確に給水状況や住民の避難状況等必要な状況を把握する。 ○　震災時における飲料水の給水基準は、１日１人当たり３リットルとする。

改正後	改正前
○　和泉本町給水所（狛江市和泉本町四丁目６番１号）及び砧浄水場（世田谷区喜多見二丁目９番１号）の災害時給水ステーションで応急給水を行う。また、市防災センター及び東京慈恵会医科大学西部医療センターの井戸から市民に対して飲料水を供給できる。 ○　災害時給水ステーションからの距離がおおむね２㎞以上離れている避難場所等で、市等から要請があり、都が必要と認める場合には、車両輸送による応急給水を行う。給水車の要請が多数の場合は、原則、「病院等」「水を供給できない給水拠点」「避難所」の対応順位で、応急給水を行う。 　この際、避難所等においては、都が市により設置された仮設水槽まで飲料水を輸送・補給し、市が住民等への応急給水を行う。 ○　断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、特に必要がある場合は、消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。応急給水用資器材は、水道局が市に貸与する。発災時は、市が通水状況を水道局に確認した後、市や住民が応急給水用資器材を設置し応急給水を行う。 ○　避難所応急給水栓が使用可能な場合は、市が応急給水用資器材を接続して応急給水を行う。 ○　道路障害物除去が遅れ輸送が困難な場合、給水が可能となるまでの間は、市において受水槽の水、ろ過器により雨水貯留槽・プールの水等を利用するなど、あらゆる方法によって飲料水及び生活用水の確保に努める。	○　和泉本町給水所（狛江市和泉本町四丁目６番１号）及び砧浄水場（世田谷区喜多見二丁目９番１号）の災害時給水ステーションで応急給水を行う。また、市防災センター及び東京慈恵会医科大学附属第三病院の井戸から市民に対して飲料水を供給できる。 ○　災害時給水ステーションからの距離がおおむね２㎞以上離れている避難場所等で、市等から要請があり、都が必要と認める場合には、車両輸送による応急給水を行う。給水車の要請が多数の場合は、原則、「病院等」「水を供給できない給水拠点」「避難所」の対応順位で、応急給水を行う。 　この際、避難所等においては、都が市により設置された仮設水槽まで飲料水を輸送・補給し、市が住民等への応急給水を行う。 ○　断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、特に必要がある場合は、消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。応急給水用資器材は、水道局が市に貸与する。発災時は、市が通水状況を水道局に確認した後、市や住民が応急給水用資器材を設置し応急給水を行う。 ○　避難所応急給水栓が使用可能な場合は、市が応急給水用資器材を接続して応急給水を行う。 ○　道路障害物除去が遅れ輸送が困難な場合、給水が可能となるまでの間は、市において受水槽の水、ろ過器により雨水貯留槽・プールの水等を利用するなど、あらゆる方法によって飲料水及び生活用水の確保に努める。

改正後	改正前
第３部第２章別紙第11　２（２）医療施設等への応急給水 ≪市（地域文化スポーツ部・福祉保健部）≫　≪都（本部・水道局）≫ ○　医療施設及び重症心身障害児（者）施設等の福祉施設について、市から都本部を通じて緊急要請があった場合、都は、給水タンク等の応急給水用資器材を活用し、都水道局保有車両及び雇上車両等によって応急給水を行う。	第３部第２章別紙第11　２（２）医療施設等への応急給水(P301) ≪市（市民生活部・福祉保健部）≫　≪都（本部・水道局）≫ ○　医療施設及び重症心身障害児（者）施設等の福祉施設について、市から都本部を通じて緊急要請があった場合、都は、給水タンク等の応急給水用資器材を活用し、都水道局保有車両及び雇上車両等によって応急給水を行う。
第３部第２章別紙第11　２（３）災害時給水ステーションにおける都と市の役割分担 ≪市（地域文化スポーツ部）≫　≪都（水道局）≫ ○　和泉本町給水所及び砧浄水場において、都は応急給水に必要な資器材等を設置し、市又は世田谷区が住民等への応急給水を行う。なお、都職員の参集を待たずに、市又は世田谷区の職員、もしくは指定された住民による応急給水も可能である。	第３部第２章別紙第11　２（３）災害時給水ステーションにおける都と市の役割分担(P301) ≪市（市民生活部）≫　≪都（水道局）≫ ○　和泉本町給水所及び砧浄水場において、都は応急給水に必要な資器材等を設置し、市又は世田谷区が住民等への応急給水を行う。なお、都職員の参集を待たずに、市又は世田谷区の職員、もしくは指定された住民による応急給水も可能である。
第３部第２章別紙第11　３物資の供給・要請 ≪市（事務局・地域文化スポーツ部・福祉保健部・教育部）≫ ≪避難所運営協議会≫≪大規模マンション管理組合≫ ※　以下の記述は、大規模マンションに対する直接の物資供給を行う場合の要領である。直接の物資供給を行わない場合は、大規模マンションの住民も近傍の避難所から物資の供給等を受ける。 ○　都からの物資の供給は、道路障害物除去が本格化し、輸送が可能となる４日目以降と見られるが、状況が整いそれ以前から輸送が開始される場合、市は対応する必要がある。また、４日目以降の都の業務に対応するため、応急対策期間も市は物資の受入れ・要請の準備を可能な範囲で進める必要がある。 ○　地域内輸送拠点、市・避難所・福祉避難所・大規模マンションの備蓄倉庫等の在庫状況や必要な物資の確認を継続的に実施する。	第３部第２章別紙第11　３物資の供給・要請（P302） ≪市（事務局・市民生活部・福祉保健部・教育部）≫ ≪避難所運営協議会≫≪大規模マンション管理組合≫ ※　以下の記述は、大規模マンションに対する直接の物資供給を行う場合の要領である。直接の物資供給を行わない場合は、大規模マンションの住民も近傍の避難所から物資の供給等を受ける。 ○　都からの物資の供給は、道路障害物除去が本格化し、輸送が可能となる４日目以降と見られるが、状況が整いそれ以前から輸送が開始される場合、市は対応する必要がある。また、４日目以降の都の業務に対応するため、応急対策期間も市は物資の受入れ・要請の準備を可能な範囲で進める必要がある。 ○　地域内輸送拠点、市・避難所・福祉避難所・大規模マンションの備蓄倉庫等の在庫状況や必要な物資の確認を継続的に実施する。

改正後	改正前
○　都による物資輸送が開始された場合、地域文化スポーツ部は、地域内輸送拠点において物資の受入れ、仕分けを行い、保管、発送指示に基づく発送業務を行う。 ○　各避難所、福祉避難所及び大規模マンションに対する物資輸送は、協定締結事業者等の車両により行う。 ○　各避難所は、避難所避難者及び当該避難所から物資を受領する在宅の被災者に対する物資の供給等を行うとともに、物資の要望を取りまとめ、市災害対策本部に提出する。 ○　教育部は、各避難所からの物資の要望を取りまとめ、地域文化スポーツ部に通知する。 ○　福祉保健部は、各福祉避難所からの物資の要望を取りまとめ、地域文化スポーツ部に通知する。 ○　大規模マンションの管理組合等は、物資を受領して居住者に対する供給等を行うとともに、物資の要望を取りまとめ、市災害対策本部に提出する。 ○　地域文化スポーツ部は、避難所、福祉避難所及び大規模マンションを含む市全体の物資の所要を取りまとめて地域内輸送拠点と共有し、対応可能な物資は避難所、福祉避難所及び大規模マンション等への供給を行い、不足分については都に要請する。 ○　食料の調達は以下のとおり行う。 ・被災者に対する炊き出しその他による食品の供給のため、備蓄を含む調達計画を策定する。 ・調達計画は、食品の多様化や高齢者等要配慮者に配慮した主食及び副食の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。	○　都による物資輸送が開始された場合、市民生活部は、地域内輸送拠点において物資の受入れ、仕分けを行い、保管、発送指示に基づく発送業務を行う。 ○　各避難所、福祉避難所及び大規模マンションに対する物資輸送は、協定締結事業者等の車両により行う。 ○　各避難所は、避難所避難者及び当該避難所から物資を受領する在宅の被災者に対する物資の供給等を行うとともに、物資の要望を取りまとめ、市災害対策本部に提出する。 ○　教育部は、各避難所からの物資の要望を取りまとめ、市民生活部に通知する。 ○　福祉保健部は、各福祉避難所からの物資の要望を取りまとめ、市民生活部に通知する。 ○　大規模マンションの管理組合等は、物資を受領して居住者に対する供給等を行うとともに、物資の要望を取りまとめ、市災害対策本部に提出する。 ○　市民生活部は、避難所、福祉避難所及び大規模マンションを含む市全体の物資の所要を取りまとめて地域内輸送拠点と共有し、対応可能な物資は避難所、福祉避難所及び大規模マンション等への供給を行い、不足分については都に要請する。 ○　食料の調達は以下のとおり行う。 ・被災者に対する炊き出しその他による食品の供給のため、備蓄を含む調達計画を策定する。 ・調達計画は、食品の多様化や高齢者等要配慮者に配慮した主食及び副食の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。

改正後	改正前
○　生活必需品の調達は以下のとおり行う。 ・震災時において実施する被災者に対する生活必需品等の供給等のため、備蓄を含む調達計画を策定する。 ・調達計画は、被災世帯を想定して生活必需品等の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。 ○　都への要請は次のとおり行う。 ・災害救助法適用後、生活必需品等の供給等の必要が生じたときは、状況により、物資の調達を物資調達・輸送調整等支援システムにより都総務局に要請する。ただし、被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合については、現地調達する。 ○　必要な物資等を確保するため、市は、必要に応じて協定締結先の自治体及び事業者に協力を要請する。	○　生活必需品の調達は以下のとおり行う。 ・震災時において実施する被災者に対する生活必需品等の供給等のため、備蓄を含む調達計画を策定する。 ・調達計画は、被災世帯を想定して生活必需品等の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。 ○　都への要請は次のとおり行う。 ・災害救助法適用後、生活必需品等の供給等の必要が生じたときは、状況により、物資の調達を物資調達・輸送調整等支援システムにより都総務局に要請する。ただし、被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合については、現地調達する。 ○　必要な物資等を確保するため、市は、必要に応じて協定締結先の自治体及び事業者に協力を要請する。
第３部第２章別紙第11　４地域内輸送拠点の開設・運営 ≪市（事務局・地域文化スポーツ部）≫ ○　事務局は、発災後速やかに予備の地域内輸送拠点の状況を協定締結事業者に確認する。使用可能な場合は、市民総合体育館にかえて予備の地域内輸送拠点（可能な場合は２か所）を使用することについて、本部長の承認を得る。この場合、地域文化スポーツ部は、協定締結事業者と協力して予備の地域内輸送拠点の開設準備を行う。 ○　予備の地域内輸送拠点が使用不可能な場合、地域文化スポーツ部は、市民総合体育館において地域内輸送拠点の開設準備を行う。 ○　事務局は、使用する地域内輸送拠点を都総務局に報告する。 ○　事務局は、協定締結事業者に対して、物資の受入れ、仕分け、保管、配送指示及び払出し等に係わる支援、並びにこれらの業務に必要な人員及び資機材の提供に係わる支援の提供を求める。 ○　地域文化スポーツ部は、開設した地域内輸送拠点を運営する。この際、協定締結事業者の支援が得られる場合は、事業者と協力して運営	第３部第２章別紙第11　４地域内輸送拠点の開設・運営（P303） ≪市（事務局・市民生活部）≫ ○　事務局は、発災後速やかに予備の地域内輸送拠点の状況を協定締結事業者に確認する。使用可能な場合は、市民総合体育館にかえて予備の地域内輸送拠点（可能な場合は２か所）を使用することについて、本部長の承認を得る。この場合、市民生活部は、協定締結事業者と協力して予備の地域内輸送拠点の開設準備を行う。 ○　予備の地域内輸送拠点が使用不可能な場合、市民生活部は、市民総合体育館において地域内輸送拠点の開設準備を行う。 ○　事務局は、使用する地域内輸送拠点を都総務局に報告する。 ○　事務局は、協定締結事業者に対して、物資の受入れ、仕分け、保管、配送指示及び払出し等に係わる支援、並びにこれらの業務に必要な人員及び資機材の提供に係わる支援の提供を求める。 ○　市民生活部は、開設した地域内輸送拠点を運営する。この際、協定締結事業者の支援が得られる場合は、事業者と協力して運営を行う。

改正後	改正前
を行う。	
第３部第２章別紙第 12　２住家被害認定調査等(P306) ≪市（市民部）≫ ○　国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考とし、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法や判定方法等を定める。 ○　「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」（東京都被災者生活再建支援システム利用協議会（平成 29 年５月））に基づき、以下の事項を実施する。 ・調査事務局を設置し、必要な人員、資機材、作業スペース等を確保する。この際、調査事務局の設置場所は、市内の被災状況及び公共施設の使用状況を踏まえて決定する。 ・被災者生活再建支援システムを活用した住家の被害認定調査を実施する。 ・速やかに調査に必要な要員等の応援を都及び協定締結自治体等に要請する。 ○　「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、住家の被害認定調査を行い、都本部に報告する。	第３部第２章別紙第 12　２住家被害認定調査等(P306) ≪市（市民生活部）≫ ○　国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考とし、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法や判定方法等を定める。 ○　「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」（東京都被災者生活再建支援システム利用協議会（平成 29 年５月））に基づき、以下の事項を実施する。 ・調査事務局を設置し、必要な人員、資機材、作業スペース等を確保する。この際、調査事務局の設置場所は、市内の被災状況及び公共施設の使用状況を踏まえて決定する。 ・被災者生活再建支援システムを活用した住家の被害認定調査を実施する。 ・速やかに調査に必要な要員等の応援を都及び協定締結自治体等に要請する。 ○　「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、住家の被害認定調査を行い、都本部に報告する。
第３部第２章別紙第 12　３罹災証明書の交付準備 ≪市（市民部）≫ ○　住家被害認定調査の実施や罹災証明書の交付に向けて、庁内連携及び応援職員の確保も含めて体制を構築する。 ○　被災者生活再建支援システムに最新の住民情報や家屋情報を登録するなど、システム稼働に向けた準備や資機材の確保を行う。 ○　住家被害認定調査の調査方針、調査体制、業務日程等を含む調査計画を策定し、調査員及び庁内外の関係部署と共有したうえで、調査を実施する。	第３部第２章別紙第 12　３罹災証明書の交付準備(P307) ≪市（市民生活部）≫ ○　住家被害認定調査の実施や罹災証明書の交付に向けて、庁内連携及び応援職員の確保も含めて体制を構築する。 ○　被災者生活再建支援システムに最新の住民情報や家屋情報を登録するなど、システム稼働に向けた準備や資機材の確保を行う。 ○　住家被害認定調査の調査方針、調査体制、業務日程等を含む調査計画を策定し、調査員及び庁内外の関係部署と共有したうえで、調査を実施する。

改正後	改正前
○　火災による被害認定調査の実施に向けて、狛江消防署と連携を図る。 ○　火災による被害認定に関わる罹災証明書交付のために狛江消防署と必要な情報の共有を図る。	○　火災による被害認定調査の実施に向けて、狛江消防署と連携を図る。 ○　火災による被害認定に関わる罹災証明書交付のために狛江消防署と必要な情報の共有を図る。
第３部第２章別紙第12　５（２）避難所における対応(P309) ≪市（総務部・地域文化スポーツ部・環境部・教育部）≫ ≪避難所運営協議会≫ ○　各避難所は、地震後に断水した場合には、排水設備に異常がないか確認した上で、災害対策用井戸、学校のプール等で確保した水を使用し、施設のトイレの機能の回復を図る。 ○　施設のトイレが使用できない場合及び使用可能の確認がとれるまでは、以下のとおりとする。 ・発災後３日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、各避難所は、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを活用する。 ・発災後４日目以降のし尿収集車による収集が可能になった場合に使用する災害用トイレの確保を総務部が図るとともに、協定締結事業者による収集の調整を環境部が実施する。 ・備蓄分が不足した場合には、市民生活部を通じて都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。	第３部第２章別紙第12　５（２）避難所における対応(P309) ≪市（総務部・市民生活部・環境部・教育部）≫　≪避難所運営協議会≫ ○　各避難所は、地震後に断水した場合には、排水設備に異常がないか確認した上で、災害対策用井戸、学校のプール等で確保した水を使用し、施設のトイレの機能の回復を図る。 ○　施設のトイレが使用できない場合及び使用可能の確認がとれるまでは、以下のとおりとする。 ・発災後３日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、各避難所は、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを活用する。 ・発災後４日目以降のし尿収集車による収集が可能になった場合に使用する災害用トイレの確保を総務部が図るとともに、協定締結事業者による収集の調整を環境部が実施する。 ・備蓄分が不足した場合には、市民生活部を通じて都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。
第３部第３章第２節　４災対市民部 ①　災害対応業務の焦点の変化に応じた職員配置の見直し【別紙第１】 ②　災害対策本部の業務サイクル見直しを受け、部の業務サイクルの見直し【別紙第１】 ③　特定の業務がある場合、都等との応援要請に関する調整の実施【別紙第１】 ④　応援職員の受入れ及び業務内容等の説明の実施【別紙第１】	第３部第３章第２節　４災対市民生活部（P324） ①　災害対応業務の焦点の変化に応じた職員配置の見直し【別紙第１】 ②　災害対策本部の業務サイクル見直しを受け、部の業務サイクルの見直し【別紙第１】 ③　特定の業務がある場合、都等との応援要請に関する調整の実施【別紙第１】 ④　応援職員の受入れ及び業務内容等の説明の実施【別紙第１】 ⑤　所管する施設に発電機がある場合、燃料を確保【別紙第１】

改正後	改正前
⑤　必要に応じて火葬許可証に代わり「特例許可証」を発行【別紙第19】 ⑥　遺体の火葬に必要な棺、火葬場、遺体搬送用の輸送車両の確保【別紙第19】 ⑦　必要に応じて都に広域火葬の応援・協力を要請【別紙第19】 ⑧　広域火葬体制に関する広報の実施【別紙第19】 ⑨　主要な生活関連物資の生産及び流通等に関する情報の把握、市民に対する適切な情報提供【別紙第20】 ⑩　住家被害認定調査を実施するとともに、狛江消防署とも連携し、罹災証明書交付の各種準備を進め、罹災証明書を交付【別紙第21】 ⑪　被災者のための相談窓口を設置して要望を聴取し、解決を図るほか、庁内及び関係機関と連携【別紙第21】 ⑫　市税その他の減免や徴収猶予等の被災者の負担軽減措置を実施【別紙第21】	⑥　所管する施設のライフラインの復旧状況を踏まえ、電気、水道、トイレ等の使用統制を実施【別紙第13】 ⑦　利用の終了した帰宅困難者の一時滞在施設の閉鎖【別紙第17】 ⑧　必要に応じて火葬許可証に代わり「特例許可証」を発行【別紙第19】 ⑨　遺体の火葬に必要な棺、火葬場、遺体搬送用の輸送車両の確保【別紙第19】 ⑩　必要に応じて都に広域火葬の応援・協力を要請【別紙第19】 ⑪　広域火葬体制に関する広報の実施【別紙第19】 ⑫　協定締結事業者の協力を得て地域内輸送拠点を運営【別紙第20】 ⑬　協定締結事業者の協力を得て、地域内輸送拠点から避難所及び大規模マンションに物資を輸送【別紙第16】【別紙第20】 ⑭　物資の調達状況について、可能な範囲で避難所運営協議会及び大規模マンションの管理組合等に情報を提供【別紙第20】 ⑮　物資等に関する被災者のニーズの把握【別紙第20】 ⑯　避難所等の態勢が整い、米飯の炊き出しによる食料提供が可能となった段階で、狛江市赤十字奉仕団、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て炊き出しを実施【別紙第20】 ⑰　市において炊き出しその他による食品等の供給が困難な場合、都総務局に応援を要請【別紙第20】 ⑱　炊き出しに必要な米穀、副食品、調味料の確保【別紙第20】 ⑲　主要な生活関連物資の生産及び流通等に関する情報の把握、市民に対する適切な情報提供【別紙第20】 ⑳　住家被害認定調査を実施するとともに、狛江消防署とも連携し、罹災証明書交付の各種準備を進め、罹災証明書を交付【別紙第21】 ㉑　被災者のための相談窓口を設置して要望を聴取し、解決を図るほか、庁内及び関係機関と連携【別紙第21】
第3部第3章第2節　5災対地域文化スポーツ部 ①　災害対応業務の焦点の変化に応じた職員配置の見直し【別紙第1】 ②　災害対策本部の業務サイクル見直しを受け、部の業務サイクルの見直し【別紙第1】 ③　応援職員の受入れ及び業務内容等の説明の実施【別紙第1】 ④　特定の業務がある場合、都等との応援要請に関する調整の実施【別紙第1】 ⑤　所管する施設に発電機がある場合、燃料を確保【別紙第1】 ⑥　所管する施設のライフラインの復旧状況を踏まえ、電気、水道、トイレ等の使用統制を実施【別紙第13】 ⑦　利用の終了した帰宅困難者の一時滞在施設の閉鎖【別紙第17】 ⑧　協定締結事業者の協力を得て地域内輸送拠点を運営【別紙第20】	

改正後	改正前
⑨　協定締結事業者の協力を得て、地域内輸送拠点から避難所及び大規模マンションに物資を輸送【別紙第16】【別紙第20】 ⑩　物資の調達状況について、可能な範囲で避難所運営協議会及び大規模マンションの管理組合等に情報を提供【別紙第20】 ⑪　物資等に関する被災者のニーズの把握【別紙第20】 ⑫　避難所等の態勢が整い、米飯の炊き出しによる食料提供が可能となった段階で、狛江市赤十字奉仕団、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て炊き出しを実施【別紙第20】 ⑬　市において炊き出しその他による食品等の供給が困難な場合、都総務局に応援を要請【別紙第20】 ⑭　炊き出しに必要な米穀、副食品、調味料の確保【別紙第20】 ⑮　主要な生活関連物資の生産及び流通等に関する情報の把握、市民に対する適切な情報提供【別紙第20】 ⑯　被災者のための相談窓口を設置して要望を聴取し、解決を図るほか、庁内及び関係機関と連携【別紙第21】	㉒　被災者の職業のあっせんについて、都に対して要請措置等を行うために必要な計画等を策定【別紙第21】 ㉓　市税その他の減免や徴収猶予等の被災者の負担軽減措置を実施【別紙第21】
第3部第3章第2節　6災対福祉保健部 （以下、各災対部の番号を一つ繰り下げ）	第3部第3章第2節　5災対福祉保健部(P325)
第3部第3章別紙第16　2マンション防災における復旧対策の実施 ≪市（地域文化スポーツ部）≫ ○　物資の供給を市から直接受ける大規模マンションに対して物資を供給する。	第3部第3章別紙第16　2マンション防災における復旧対策の実施(P338) ≪市（市民生活部）≫ ○　物資の供給を市から直接受ける大規模マンションに対して物資を供給する。
第3部第3章別紙第17　3一時滞在施設の閉鎖 ≪市（事務局・地域文化スポーツ部）≫ ≪一時滞在施設となる施設の管理者≫ ○　帰宅困難者の帰宅が進み利用の終了した一時滞在施設を閉鎖する。	第3部第3章別紙第17　3一時滞在施設の閉鎖（P343） ≪市（事務局・市民生活部）≫　≪一時滞在施設となる施設の管理者≫ ○　帰宅困難者の帰宅が進み利用の終了した一時滞在施設を閉鎖する。

改正後	改正前
○　一次滞在施設としての役割を終了した市の公共施設は、被災者の新たな受入れ、相談窓口の開設、各種業務の拠点、災害対応業務に従事する職員等の休息場所等の次の目的のために転用する。具体的な使用用途については、当時の状況により定める。	○　一次滞在施設としての役割を終了した市の公共施設は、被災者の新たな受入れ、相談窓口の開設、各種業務の拠点、災害対応業務に従事する職員等の休息場所等の次の目的のために転用する。具体的な使用用途については、当時の状況により定める。
第３部第３章別紙第19　２（１）火葬特例の適用・許可証の発行 ≪市（市民部）≫ ○　通常の手続が困難な場合には、緊急時の対応として、迅速かつ的確な処理を期すため、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を必要に応じて発行する。	第３部第３章別紙第19　２（１）火葬特例の適用・許可証の発行（P350） ≪市（市民生活部）≫ ○　通常の手続が困難な場合には、緊急時の対応として、迅速かつ的確な処理を期すため、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を必要に応じて発行する。
第３部第３章別紙第19　２（２）広域火葬の実施 ≪市（市民部）≫ ○　遺体の火葬場への搬送に向けて、都内の公営・民間の火葬場や葬祭関係事業団体等と連携して、火葬場の被災状況を把握するとともに、棺や火葬場を確保し、通行可能な道路にて速やかに搬送する。 ○　状況に応じて、都に広域火葬の応援・協力を要請する。 ○　都内で広域火葬が実施される場合、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施と住民への広域火葬体制の広報に努める。 ○　都の調整で割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項、手順等を確認する。 ○　遺体の搬送に必要な車両を確保する。 ○　交通規制が行われている場合には、緊急通行車両の標章の交付を受ける。遺体収容所から受入れ火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して、遺体搬送手段の確保を要請する。	第３部第３章別紙第19　２（２）広域火葬の実施（P351） ≪市（市民生活部）≫ ○　遺体の火葬場への搬送に向けて、都内の公営・民間の火葬場や葬祭関係事業団体等と連携して、火葬場の被災状況を把握するとともに、棺や火葬場を確保し、通行可能な道路にて速やかに搬送する。 ○　状況に応じて、都に広域火葬の応援・協力を要請する。 ○　都内で広域火葬が実施される場合、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施と住民への広域火葬体制の広報に努める。 ○　都の調整で割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項、手順等を確認する。 ○　遺体の搬送に必要な車両を確保する。 ○　交通規制が行われている場合には、緊急通行車両の標章の交付を受ける。遺体収容所から受入れ火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して、遺体搬送手段の確保を要請する。

改正後	改正前
第３部第３章別紙第20　１（１）地域内輸送拠点の運営 ≪市（事務局・地域文化スポーツ部）≫ ○　事務局は、使用する地域内輸送拠点を都総務局に報告する。 ○　地域文化スポーツ部は、協定締結事業者の協力を得て地域内輸送拠点を運営し、都からの調達分を含む市の調達する食料、生活必需品等の物資の輸送及び配分方法について定める。都等による物資の輸送がなされたならば、物資の受入れ、仕分け、保管、発送指示に基づく発送業務を行う。 ○　予備の地域内輸送拠点が当初使用できず、市民総合体育館を地域内輸送拠点として使用している場合、事務局は、協定締結事業者と協力して、予備の地域内輸送拠点の開設に努める。予備の地域内輸送拠点の使用が可能になったならば、本部長の承認を得て、都と調整の上、地域内輸送拠点を変更し、都総務局に報告する。	第３部第３章別紙第20　１（１）地域内輸送拠点の運営(P353) ≪市（事務局・市民生活部）≫ ○　事務局は、使用する地域内輸送拠点を都総務局に報告する。 ○　市民生活部は、協定締結事業者の協力を得て地域内輸送拠点を運営し、都からの調達分を含む市の調達する食料、生活必需品等の物資の輸送及び配分方法について定める。都等による物資の輸送がなされたならば、物資の受入れ、仕分け、保管、発送指示に基づく発送業務を行う。 ○　予備の地域内輸送拠点が当初使用できず、市民総合体育館を地域内輸送拠点として使用している場合、事務局は、協定締結事業者と協力して、予備の地域内輸送拠点の開設に努める。予備の地域内輸送拠点の使用が可能になったならば、本部長の承認を得て、都と調整の上、地域内輸送拠点を変更し、都総務局に報告する。
第３部第３章別紙第20　１（２）物資の輸送(P353) ≪市（地域文化スポーツ部）≫ ○　協定締結事業者の協力を得て、地域内輸送拠点から避難所、福祉避難所及び大規模マンションに物資を輸送する。	第３部第３章別紙第20　１（２）物資の輸送(P353) ≪市（市民生活部）≫ ○　協定締結事業者の協力を得て、地域内輸送拠点から避難所、福祉避難所及び大規模マンションに物資を輸送する。
第３部第３章別紙第20　２多様なニーズへの対応（P354） ≪市（事務局・地域文化スポーツ部・福祉保健部・教育部）≫ ≪避難所運営協議会≫≪大規模マンション管理組合≫ ○　事務局は、被災後の生活の長期化に伴う必要物資の変化について、過去の災害事例等を参考に避難所、福祉避難所及び大規模マンション等に情報提供する。 ○　事務局及び地域文化スポーツ部は、市独自及び都等を通じた物資の調達状況について、可能な範囲で、避難所、福祉避難及び大規模マンションの管理組合等に情報提供する。	第３部第３章別紙第20　２多様なニーズへの対応（P354） ≪市（事務局・市民生活部・福祉保健部・教育部）≫ ≪避難所運営協議会≫≪大規模マンション管理組合≫ ○　事務局は、被災後の生活の長期化に伴う必要物資の変化について、過去の災害事例等を参考に避難所、福祉避難所及び大規模マンション等に情報提供する。 ○　事務局及び市民生活部は、市独自及び都等を通じた物資の調達状況について、可能な範囲で、避難所、福祉避難及び大規模マンションの管理組合等に情報提供する。

改正後	改正前
○　事務局、地域文化スポーツ部及び教育部は、物資の種類によっては福祉保健部の協力を得て、巡回健康相談等と連携し、医薬品として被災者に届くように配慮する。 ○　被災者のニーズの把握は以下の方法により行う。 ・避難所は、避難所避難者及び当該避難所から物資を受領する在宅の被災者の物資の要望を取りまとめ、市災害対策本部に提出する。 ・福祉避難所は、避難者の物資の要望を取りまとめ、市災害対策本部に提出する。 ・大規模マンションの管理組合等は、居住者の物資の要望を取りまとめ、市災害対策本部に提出する。 ・避難所等で活動するボランティアや市民活動団体から情報提供を受ける。 ○　避難所、福祉避難所及び大規模マンションにおいて、生理用品や女性用下着の配布は女性が行うなど、物資の配布方法について配慮する。	○　事務局、市民生活部及び教育部は、物資の種類によっては福祉保健部の協力を得て、巡回健康相談等と連携し、医薬品として被災者に届くように配慮する。 ○　被災者のニーズの把握は以下の方法により行う。 ・避難所は、避難所避難者及び当該避難所から物資を受領する在宅の被災者の物資の要望を取りまとめ、市災害対策本部に提出する。 ・福祉避難所は、避難者の物資の要望を取りまとめ、市災害対策本部に提出する。 ・大規模マンションの管理組合等は、居住者の物資の要望を取りまとめ、市災害対策本部に提出する。 ・避難所等で活動するボランティアや市民活動団体から情報提供を受ける。 ○　避難所、福祉避難所及び大規模マンションにおいて、生理用品や女性用下着の配布は女性が行うなど、物資の配布方法について配慮する。
第３部第３章別紙第20　３炊き出し ≪市（地域文化スポーツ部）≫ ○　震災後およそ４日目以降、避難所等の態勢が整い、米飯の炊き出しによる食料提供が可能となった段階で、狛江市赤十字奉仕団、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て炊き出しを実施する。 ○　市において、被災者に対する炊き出しその他による食品等の供給の実施が困難な場合は、炊き出し等について都総務局に応援を要請する。 ○　備蓄するアルファ化米等に不足が生じた場合の調達は、協力協定に基づき、狛江市米穀商組合から米穀を調達する。 ○　米飯の炊き出しにより給食する際は、米飯給食に必要な副食品及び食塩、みそ、醤油等の調味料等を協定締結事業者等から調達する。不足する場合は、都に要望する。 ○　生鮮食料品は市内での調達を図る。不足する場合は、都に要望する。	第３部第３章別紙第20　３炊き出し（P355） ≪市（市民生活部）≫ ○　震災後およそ４日目以降、避難所等の態勢が整い、米飯の炊き出しによる食料提供が可能となった段階で、狛江市赤十字奉仕団、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て炊き出しを実施する。 ○　市において、被災者に対する炊き出しその他による食品等の供給の実施が困難な場合は、炊き出し等について都総務局に応援を要請する。 ○　備蓄するアルファ化米等に不足が生じた場合の調達は、協力協定に基づき、狛江市米穀商組合から米穀を調達する。 ○　米飯の炊き出しにより給食する際は、米飯給食に必要な副食品及び食塩、みそ、醤油等の調味料等を協定締結事業者等から調達する。不足する場合は、都に要望する。 ○　生鮮食料品は市内での調達を図る。不足する場合は、都に要望する。

改正後	改正前
○　炊き出しの実施に当たっては、感染症対策や食中毒防止を含む衛生管理を十分に講じるとともに、食材の明示等、アレルギーへの対応に配慮する。	○　炊き出しの実施に当たっては、感染症対策や食中毒防止を含む衛生管理を十分に講じるとともに、食材の明示等、アレルギーへの対応に配慮する。
第３部第３章別紙第 20　６生活関連物資に関する市民への適切な情報の提供 ≪市（市民部）≫　≪都（生活文化スポーツ局）≫ ○　消費者の不安を解消し、冷静な行動を促すため、主要な生活関連物資の生産及び流通等に関する情報を把握し、市民に対し適切に情報提供を行う。	第３部第３章別紙第 20　６生活関連物資に関する市民への適切な情報の提供(P356) ≪市（市民生活部）≫　≪都（生活文化スポーツ局）≫ ○　消費者の不安を解消し、冷静な行動を促すため、主要な生活関連物資の生産及び流通等に関する情報を把握し、市民に対し適切に情報提供を行う。
第３部第３章別紙第 21　１罹災証明の交付 ≪市（市民部）≫ ○　住家被害認定調査を実施するとともに、被災者生活再建支援システムを用いて調査結果をデータ化し、罹災証明書の交付に備える。 ○　住家被害認定調査の進捗状況や仮設住宅入居等の日程を確認しながら、交付日程及び交付会場について庁内調整するとともに、資機材を確保する。この際、交付日程については、都や周辺区市と足並みを揃えるなどの調整を行う。また、交付会場については、市役所庁舎に限らず、被災者の利便性や混雑緩和等も考慮し、学校やその他公共施設の使用を含めて検討する。 ○　罹災証明書の交付基準や交付時期、会場等を広報し、市民に周知する。 ○　住家被害認定調査の結果を被災者に説明しながら罹災証明書を交付し、被災者から同意が得られない場合には第２次調査を実施する。 ○　罹災証明書交付時に確定した情報等をもとに被災者台帳を作成し、被災者の生活再建支援の進捗状況を管理する。 ○　火災による被害認定調査及び罹災証明書の交付について、狛江消防署と連携を図る。	第３部第３章別紙第 21　１罹災証明の交付(P358) ≪市（市民生活部）≫ ○　住家被害認定調査を実施するとともに、被災者生活再建支援システムを用いて調査結果をデータ化し、罹災証明書の交付に備える。 ○　住家被害認定調査の進捗状況や仮設住宅入居等の日程を確認しながら、交付日程及び交付会場について庁内調整するとともに、資機材を確保する。この際、交付日程については、都や周辺区市と足並みを揃えるなどの調整を行う。また、交付会場については、市役所庁舎に限らず、被災者の利便性や混雑緩和等も考慮し、学校やその他公共施設の使用を含めて検討する。 ○　罹災証明書の交付基準や交付時期、会場等を広報し、市民に周知する。 ○　住家被害認定調査の結果を被災者に説明しながら罹災証明書を交付し、被災者から同意が得られない場合には第２次調査を実施する。 ○　罹災証明書交付時に確定した情報等をもとに被災者台帳を作成し、被災者の生活再建支援の進捗状況を管理する。 ○　火災による被害認定調査及び罹災証明書の交付について、狛江消防署と連携を図る。

改正後	改正前
第３部第３章別紙第21　７職業のあっせん ≪市（地域文化スポーツ部）≫ ○　被災者の職業のあっせんについて、都に対して要請措置等を行うために必要な計画等を策定する。	第３部第３章別紙第21　７職業のあっせん(P367) ≪市（市民生活部）≫ ○　被災者の職業のあっせんについて、都に対して要請措置等を行うために必要な計画等を策定する。
第３部第３章別紙第21　８租税等の徴収猶予及び減免等 ≪市（市民部・福祉保健部・子ども家庭部・環境部）≫ ○　被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）又は狛江市税条例（平成３年条例第５号）により、市税の納税緩和措置として、納期限の延長、徴収猶予及び減免等それぞれの事態に対応して、適切な措置を講ずる。 ○　国や都の方針等に準じて、市税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置を行う。 ○　市税のほか、国民健康保険税、介護保険料、保育所保育料、下水道使用料、廃棄物処理手数料、各種証明書類の交付手数料等の減免や徴収猶予を行うなど、被災者の負担軽減の措置を講じる。 ○　上記以外の公租公課等について、必要により、被災者が負担軽減を受けらるように適切な措置を講じる。	第３部第３章別紙第21　８租税等の徴収猶予及び減免等(P367) ≪市（市民生活部・福祉保健部・子ども家庭部・環境部）≫ ○　被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）又は狛江市税条例（平成３年条例第５号）により、市税の納税緩和措置として、納期限の延長、徴収猶予及び減免等それぞれの事態に対応して、適切な措置を講ずる。 ○　国や都の方針等に準じて、市税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置を行う。 ○　市税のほか、国民健康保険税、介護保険料、保育所保育料、下水道使用料、廃棄物処理手数料、各種証明書類の交付手数料等の減免や徴収猶予を行うなど、被災者の負担軽減の措置を講じる。 ○　上記以外の公租公課等について、必要により、被災者が負担軽減を受けらるように適切な措置を講じる。